

毎月の利用料一覧

社会福祉法人 康和会

(単位: 円)

	対象収入による階層区分 (年間収入)	月額納付額				年間納付額
		サービスの提供 に要する費用	生活費	居住に要する費用	合計	
1	1,500,000以下	10,000	46,090	6,400	62,490	749,880
2	1,500,001~1,600,000	13,000	46,090	6,400	65,490	785,880
3	1,600,001~1,700,000	16,000	46,090	6,400	68,490	821,880
4	1,700,001~1,800,000	19,000	46,090	6,400	71,490	857,880
5	1,800,001~1,900,000	22,000	46,090	6,400	74,490	893,880
6	1,900,001~2,000,000	25,000	46,090	6,400	77,490	929,880
7	2,000,001~2,100,000	30,000	46,090	6,400	82,490	989,880
8	2,100,001~2,200,000	35,000	46,090	6,400	87,490	1,049,880
9	2,200,001~2,300,000	35,400	46,090	6,400	87,890	1,054,680
10	2,300,001~2,400,000	35,400	46,090	6,400	87,890	1,054,680
11	2,400,001~2,500,000	35,400	46,090	6,400	87,890	1,054,680
12	2,500,001以上	35,400	46,090	6,400	87,890	1,054,680

平成29年 4月 1日現在

※ この表における「対象収入」とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。

※ 入居時に預り金が必要です。

一人部屋 300,000円
二人部屋 500,000円

- ① 電気、ガス、水道、その他の日常生活費、電話等の使用料は自己負担です。また、利用されたサービス費用は、自己負担となります。
- ② 夫婦で入居する場合については、夫婦の収入に必要経費を合算し、合計額の1/2をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150万円以下に該当する時には、夫婦それぞれサービスの提供に要する費用納付額は、一覧表の額より30%減額した金額7,000円となります。
- ③ 上記料金は国の基準に基づいたものです。改正若しくは変更が生じた場合は利用料が変わります。その際には改めてご案内します。
- ④ 生活費冬期加算として、11月~3月に限り2,120円を頂きます。